

## 幼稚園・保育所と家庭・地域・小学校との連携に関する動向

渡部（君和田）容子

Yoko WATANABE(KIMIWADA) : The Tendencies of Cooperation between Nursery Education and Home, Areas, and Primary Schools

保育者には、子どもの1日24時間全体を見通し、卒園後の育ちに配慮した保育が求められるものであるが、平成20年4月実施の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」は、幼稚園・保育所と家庭・地域・小学校との連携をとりわけ重視している。これらの告示に至る経緯と、現在の様々な取り組みを概観し、連携のあるべき方向性を探る。

キーワード：幼稚園教育要領、保育所保育指針、家庭、地域、幼小連携、プラウデン報告

### 1 はじめに

子どもは、日々24時間の生活の中で育つ。従って、家族とともに過ごす家庭で、集団保育の場である幼稚園・保育所等で、近所の友だちや近隣の人々と様々に接する地域で、成長し発達していくものである。また、卒園後には小学校への入学が待っている。保育者は、目の前の子どもの保育に最善を尽くすのみならず、子どもの1日24時間全体を見通し、さらに卒園後の育ちを思い描いた保育を行わねばならない。

子どもがよりよく育つために、幼稚園・保育所等の保育機関と家庭、地域、小学校が連携していくことの重要性は、一見、自明のことのように思われる。折しも、平成21年4月より実施される「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」においても、幼稚園・保育所と家庭・地域・小学校との連携が非常に重要な柱として強調された。それにあわせて、文部科学省、厚生労働省の「解説書」も出され、児童教育および保育に関する書籍もこぞって改訂を行っている。

本稿では、「幼稚園・保育所と家庭・地域・小学校との連携」について、関連した動向と、現在行わ

れている様々な取り組みを整理し、そのあるべき方向性を探る。

### 2 「連携」重視の流れとその骨子

#### (1) 少子化対策の流れ

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の平成20年改訂に至る経緯は、少子化対策の一連の取り組みの流れに位置づく。すなわち、平成元年、合計特殊出生率「1.57ショック」で少子化が社会問題となり、「エンゼルプラン」（平成6年）が、厚生・文部・労働・建設4大臣合意として出されて以降、数値目標を設定した「緊急保育対策5ヵ年事業」（平成6年）、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣合意による「新エンゼルプラン」（平成11年）、「少子化対策プラスワン」（平成14年）、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」の成立（平成15年）、「少子化社会対策大綱」の閣議決定及び「子ども・子育て応援プラン」の策定（平成16年）というように、子育てを社会的に支援しようとの考え方が定着し、今日に至っている。これらは、出産や育児をする人々への援助のみならず、社会全体が子どもの育

ちを支え、そのことによって、社会の在り方自体を見直そうとするものであった。

## (2) 教育政策の流れ

### 1) 基本法レベル

平成17年の中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の審議も受け、教育基本法の平成18年改正では、「(幼児期の教育) 第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興につとめなければならない。」の条項が入り、同時に「(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力) 第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と定められた。

「教育振興基本計画」(平成20年7月1日)は、改正教育基本法第17条第1項に基づき、今後おおむね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、平成20年度から24年度までの5年間に取り組むべき施策について、政府が国会に報告し、公表したものである。この計画を参考にして、地方においても教育振興のための施策に関する計画策定が努力義務とされている。そこには、「第2章第1節第1 幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校・家庭・地域が一体となって、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもたちが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を過ごすことができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養う。」と述べられている。

### 2) 法律レベル

教育基本法改正後の平成19年改正「学校教育法」は、「第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の

教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする」と定め、相談・情報提供・助言について言及している。

### 3) 告示レベル

「幼稚園教育要領」(平成20年3月28日文部科学省告示第26号、平成21年4月1日から施行)では、「第3章第1 指導計画の作成に当たっての留意事項」として、「家庭との連携」「幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続」が挙げられている。

今回初めて告示として出された「保育所保育指針」(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号、平成21年4月1日から施行)も同様に、「総則」や「第3章 保育の内容」「第4章 保育の計画及び評価」等において、家庭や地域との連携、小学校との連続性や連携を取り上げている。「第6章 保護者に対する支援」では、地域の子育て家庭への支援を、入所する子どもの保護者に対する支援と並び保育士等の業務としている。

これらは、幼稚園と保育所、すなわち教育と福祉に分かれた二元的制度を「就学前」として一体的に捉え、かつ保育機関と家庭及び地域との横の繋がりを重視している。また一方で、幼児教育を、生涯学習体系の中に、とりわけ直近の小学校との接続や連携という縦の繋がりの中に位置づけたと見なせる。

## 3 連携の必要性と実際

### (1) 家庭との連携

#### 1) 連携の必要

家庭は、子どもが生まれ育つ最初の場であり、人間関係である。子どもは、家庭においてまず、人と人との関わり、言葉や基本的な生活習慣などを覚えるのである。親は、子どもを誕生以来ずっと育て、体質、気質、性行などを熟知し、その成長の様子を一番よく知っている。我が子への眼差しは、時に主観的になることもあろうが、本来、最も親密なもの

である。他方、幼稚園や保育所などの集団保育は、子ども同士、子どもと保育者など、様々な人間関係の中で、みんなで育つことを特徴とする場である。保育者は、保育の専門家として、また数多くの子どもに接する立場から、子どもの発達を把握し、個々の子どもを公平、客観的に見る目を持っている。そして、計画に基づいた保育を行う。こうした家庭・親の目と、幼稚園・保育所等の保育者の目は、時間的な継続性と空間的な広がり、主観性と客観性といった違いを持ち、それ故、子どもにとっては、その両方の目が必要であり、両者が、手を携えて子どもの保育にあたることが不可欠なのである。そして、何より、子どもにとっては、保育者と親が仲良しであると感じることが、安心し安定した日常を生む。

保育者の役割は、子どもの保育のみならず、保護者が親として育つための支援をすることも保育者の重要な役割である。子どもの成長を共に喜び、育児の悩みを受け止め、子育ての負担感やストレスを軽減したり、必要な助言を行ったり、専門家に繋いでいく等、家庭との連携は保護者のためにも重要である。少子化の現在、我が子以外の子どもの様子を観たり、親同士関わったり、折々に保育者の適切な援助と指導を得て、子育てに安定感や自信を持つようになると、保護者は、同じような悩みを持つ他の親を援助したりし、子育てのネットワークは広がっていく。

家庭との連携は、ある意味、時間と手間のかかる仕事であろう。しかし、子どもの家庭を知り、親と気兼ねなくやりとりできる関係づくりは、子ども一人ひとりを大切にする日々の保育に直接役立つばかりではなく、保育者の子ども観や保育観を深め、保育者としての向上の意欲、研修の課題等を生む。保育者にとっても、家庭と関わることによって子どもを観る目が深まり、寄り添い共感する心情が育まれるものである。

## 2) 連携のあり方と具体的な方法

### ①情報交換

お互いを知ることから連携は始まる。幼稚園・保

育所から家庭へ、また、家庭から園へ、情報は双方に伝え合うことが重要である。

入園前には、保護者が適切な園選びを出来るように、また入園にあたって不安なく準備できるように、まず園からの情報提供が必要である。園の保育方針や保育内容、デイリープログラム、環境や施設設備の概要、費用や準備物などについて、入園説明会やしおりの配布、ホームページなどを活用して知らせる。入園に際しては、家庭から子どもと家庭の状況が園へ知らされる。園では個人情報の保護に留意しながら、その子どもの保育に役立てるため、保育者が必要な情報を共有することが大事である。特に、低年齢児の個別の指導計画を立てるにあたっては家庭からの情報は不可欠である。

保護者にとっては、園に説明したり要望したりする必要から、改めて我が子や我が家子育てを見直す機会になることが多い。

日常的には、園の様子を知らせたり、子どもの様子を把握したりするために、登園降園時に送迎する保護者との会話、連絡帳、園からのおたより、掲示物、懇談会など様々な機会をとらえて、相互に理解し合い共感する情報交換を心がけたい。携帯電話、メールやインターネットの活用も有益であるが、情報が一人歩きせぬように留意すべきである。

### ②保育を保護者が観る・体験する

文字によるやりとりや、短時間の会話だけでなく、体験的に、保護者はじめ家庭の人々に園の保育を知らせ、また、保育所も子どもの家庭を知っていく機会として、各種の行事への保護者・家族の参加は重要である。

保育参観、運動会や生活発表会、親子遠足、誕生会、給食の試食会、清掃活動など、園は保育の様子や子どもの成長を知らせ、家庭の協力を得ていく試みを発想豊かに企画すべきである。まず、足を運んでもらい、みんなの中で育つ我が子を実感してもらうことが第一歩である。観るだけでなく、親も子どもたちと一緒に遊んだり、汗を流したりして、体験し、保育者や他の子ども、保護者と交流できること

が望ましい。園行事への積極的な協力や奉仕、特技を持つ保護者の保育への参加協力などにも繋がる。

### ③保育者が家庭や地域へ

逆に、保育者が家庭訪問をしたり、地域行事に参加したりして、家庭や地域との関わりを深めている園もある。

### ④保護者の園運営への参加

PTAや保護者会は、園の保育に協力し、また保護者の要望をまとめる役割も果たしている。園の保育を知り、足を運び、何か役に立ちたいと願うようになった保護者が、さらに園の運営に意見を述べたり、直接参加したりする連携の方法もある。イギリス、デンマーク等ヨーロッパ諸国では保育方針や予算、さらに人事といった園の意志決定に保護者が関わるしくみを持つことが多い<sup>1)</sup>。

### ⑤緊急時

普段とは別に、緊急時の家庭との連携も非常に重要である。子どもの病気や怪我などは、いち早く保護者へ伝えるとともに、どのような手順をとるか予め家庭の了解をよく得ておく必要がある。災害等や緊急時の対応も、マニュアル化し、家庭と連携がとれるように準備し訓練しておくねばならない。

### ⑥苦情

また、日常的に家庭とコミュニケーションがとれても、家庭から園への要望が、時に突発的に激しい苦情として園に持ち込まれる場合もある。園では誠実に対応するための手順や役割分担を明確にしておくとともに、家庭にも、疑問や要望に対する相談の機会や対応体制について周知しておくといい。

### 3) 連携のきっかけ

食育、排泄の自立といった保護者の関心の高い話題から、家庭でもすぐにできる内容を取り上げる工夫が様々になされている。園での取り組みを知らせ、家庭を巻き込み、保育者に気軽に相談し、保護者同士で「お宅ではどうやっているの」とおしゃべりしあえる関係づくりが目指されている。送迎時に行事の様子がわかるような園内の掲示や展示などは多くの園が行っており、保護者が常に利用できる部屋や

コーナーの設置などハード面で工夫している園もある。

入所・在園児の保護者・家庭との連携は、未就園児や地域の子育て家庭への支援と重なっていく。

## (2) 地域との連携

### 1) 幼稚園・保育所から地域の子育て家庭への支援

幼稚園については、地域との連携が、平成20年改訂幼稚園教育要領で「第1章総則 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」として位置づけられた。平成10年改訂で幼稚園教育要領に登場した「預かり保育」は、「教育活動の計画」を作成して行うことや、「幼稚園の教師の責任と指導の下に行う」こととされた。預かり保育に「地域の様々な資源を活用」することで、活動内容に地域の特色を生かしたり、地域の人々との交流が生まれたりするだろう。従来、主として在園児を対象とした保育であったが、夏休み等だけの利用を受け入れてきた園もあり、今後、対象が広がる可能性がある。

また、幼稚園には、「地域における幼児期の教育センターとしての役割」も求められ、子育て家庭へのさらなる支援が期待されている。

保育所については、平成20年改訂保育所保育指針は、「入所する子どもの保護者に対する支援」とならんで、「地域の子育て家庭への支援」の役割を保育所が担うと述べ、保育士には、今まで以上に倫理観や専門性、判断力が求められている。

そして、幼稚園でも保育所でも、子育ての相談内容や子どもの状態によっては、必要に応じて専門機関へと繋ぐことが重要である。児童相談所や保健所、医療機関、行政等、保護者や子どもにとって敷居が高く不安を感じている場合でも、幼稚園や保育所の優しい仲立ちで必要なサービスを受けられるようにすることも保育者の専門性の中に含まれているのである。

### 2) 地域の幼稚園・保育所・認定こども園同士の連携

#### ①合同行事を通じた交流

合同の生活発表会、フェスティバル、運動会、遠足などの行事は、子ども同士の交流の機会であり、行事の企画や運営を通じての、保育者同士の交流の機会でもある。

#### ②保育者の合同研修や研究会

同じ設置主体、種別同士の合同研修のみならず、「5歳児担当者連絡会」など横断的な意見交換の機会を持っている地域や、学区単位で幼稚園・保育所・小学校・中学校の教職員による縦断的な会をもっている地域などがある。地域の子どもの現状や課題などについて情報交換や検討をし、共通認識を持ち連携を図ることが目的である。

#### ③地域の子育てサークル等との連携

子育て中の保護者が定期的に集まり、子どもを遊ばせながらおしゃべりをしたり、一緒に保育をする自主的な集まりである「子育てサークル」が近年活発である。

イギリスの保育形態のひとつ「プレイグループ」は、1970年代に、子育てのために仕事を辞めた一母親が、「一緒に子育てをしませんか」と新聞への投稿で呼びかけたのをきっかけに、イギリス全土に広がった、まさに子育てサークルである。保護者同士の自助的活動に、しだいに自治体が場所を提供したり、指導者の研修を行ったり、財政援助をしたりして今日に至っている<sup>2)</sup>。

日本では、自然発生的なサークルから、出産までの両親教室の延長として産院がサポートしたり、保健所が呼びかけたり、公民館主催のものもある。こうした自発的な集まりと、保育者の専門性を活かした幼稚園・保育所の子育て支援をリンクさせることで、親同士の育ちあいを促進する子育て支援の可能性が広がっていくといえよう。

#### ④世代間交流と生涯学習

地域との連携は、地域の持つ資源を幼稚園・保育所が活用し、逆に幼稚園・保育所の持つ施設設備や保育者の専門性を地域に還元することである。核家族化やきょうだい数の減少の中で、小学生・中学生・高校生が乳幼児と遊んだり世話をしたりして保育体

験をすること、幼稚園・保育所の子どもが高齢者と触れあう機会など、世代間交流の意味も大きい。

園外保育で子どもが地域の史跡や地場産業を訪ねたり、様々な特技を持つ地域の人たちから学んだりすることは、教える側にもやりがいがあり、生涯学習の一環となろう。地域との連携による保育は、保育の内容を豊かにし、地域の人々の交流や、地域の活性化にもつながっていく。

### (3) 小学校との連携

#### 1) なめらかな接続の必要

幼稚園・保育所を卒園し、小学校へ入学することは、子どもにも家庭にも大きな節目である。世界の多くの国々で、満6歳は初等教育の始まり、小学校へ上がる年齢、就学年齢である。家族に祝福され、子どもは新しい学校生活に夢をふくらませる。ランドセルや学習机などの学用品を揃えたりすることは現代の日本の一風習となっている。

このように、同じ校種での進級とは違う意味を持つ就学であるが、近年、幼児教育・保育と初等教育の接続には課題も多い。身辺自立ができていない、忘れ物が多い、授業中に立ち歩く、教師の話を聴けない、「キレる」等々、いわゆる「小一プロブレム」、「学級崩壊」など、小学校低学年にも現れる問題の増加は、幼稚園・保育所と小学校との連携の必要性を改めて提示している。

#### 2) 幼稚園・保育所と小学校との違い

##### ①年齢構成の違い

生活や遊びのあらゆる場面で、幼稚園でも保育所でも園児たちの中で「年長さん」として振る舞ってきた園児たちが、入学した途端に最年少の「一年生」として扱われる。卒園と入学は、発達的には同じ1年間の違いであっても、進級とは異なる区切りとなる。

##### ②環境の違い

児童数も幼稚園・保育所より多くなり、校舎や校庭は広く、黒板を前にした教室の造りなど、子どもにとってはその環境の違いは大きい。

### ③遊びと生活から授業へ

小学校の教育課程は、幼稚園・保育所とは異なり、教科書を用いた教科の学習が中心となり、時間割で区切られた中で、一斉指導による授業が1日の多くを占める。指導計画に基づいて計画的に行われることは幼稚園・保育所と同様であるが、そのカリキュラムの構造は大きく異なっている。

### ④小学校の「先生」と幼稚園・保育所の「せんせい」

指導法の違いも大きい。子どもにとっては、1日に何度も肌の触れ合うような接触のある幼稚園・保育所の「せんせい」と、教壇に立って対面している時間が圧倒的に長い小学校の「先生」との違いとして映る。幼児教育や保育の世界では、伝統的に、また平成元年の幼稚園教育要領改訂以来特に、子ども自らの活動を重視し、保育者はなるべく直接的な指導ではなく、環境構成を綿密にすることで、子どもの活動や遊びを促し援助していくことが重視されてきた。低年齢児のみならず、ひとりひとりの発達段階と個性に応じた保育が幼稚園・保育所では第一に心がけられている<sup>3)</sup>。

他方、小学校では、授業をはじめ、教師の話や指示を子どもが「聞く」時間が圧倒的に増える。集団も、ほとんどの活動がクラス単位となり、グループもその場その場で出来上がる臨機応変なものではないことが多い。

### 3) なめらかな接続のための取り組み

#### ①入学前に小学校を訪れる機会

就学前の子どもが、小学校の敷地や校舎の中に入れる機会としては、きょうだいの学校行事や参観日に保護者について行くこと、就学時健診、小学校が催したり、幼稚園・保育所と連携したりして行う半日程度の見学会や体験入学などがあろう。小学校と幼稚園・保育所が同一敷地内にあったり、施設を共有していたりする場合もある。

#### ②幼児と児童の交流

就学前の幼児と小学校の児童の交流は、運動会・合同遠足などの学校行事、生活科などの教科、総合的な学習の時間、委員会活動やクラブ活動などを通

して行われている。

#### ③保育者と小学校教員の交流・連携

幼稚園・保育所の保育者が、小学校の授業参観・授業研究会に参加すること、小学校教員が保育参観・保育研究会に参加すること、小学校教員が幼稚園・保育所へ行って保育体験をしたり、出前授業のように幼児を指導したりすること、保育者が小学校でチーム・ティーチングなど授業体験をすること、幼稚園・保育所・小学校合同の研修会をすること、学校だよりや園だよりの交換などが行われている。

#### ④申し送り・情報交換

幼稚園は、園児の＜学籍に関する記録＞および＜指導に関する記録＞を要約して記録した「幼稚園児指導要録」を原簿として作成し、転園や入学に際しては、その写しを転入先の幼稚園や小学校へ送ることが従来から定められている。「保育所保育指針」の2008年改訂で、同様に「保育所児童保育要録」を保育所が作成することになった。

入学予定の子どもについて、入学前に幼稚園・保育所と小学校が情報交換や話し合いの場を持つことが多い。

#### ⑤カリキュラムの接続

さらに、幼稚園・保育所と小学校が連続して取り組める内容を検討し、実践しているところもある。小学校にも、自分で調べるなどの主体的な学習が様々取り入れられており、幼稚園・保育所と小学校との違いと共通点の両方に目を向けて、計画的で継続的な実践をすることが求められている。

#### ⑥行政のサポート

幼稚園・保育所には公立・私立がそれぞれあり、また、就学前を家庭や認可外保育施設で過ごす子どももいる。その管轄と行政窓口は、都道府県市町村によって首長部局や教育委員会など異なっていることがほとんどであった。小学校とのなめらかな接続や連携のためには、縦割り行政ではない行政のサポートが求められ、子どもに関して総合的に管轄する部署や行政窓口づくりも広まりつつある。

#### 4 おわりに

平成17年の中央教育審議会答申のサブタイトルは、「子どもの最善の利益のために幼児教育を考える」である。「子どもの最善の利益」とは、言うまでもなく「児童の権利条約」第3条の規定を指す。一連の福祉政策及び基本法から告示に至る法令の目指す枠組みは、生涯学習体系へ就学前を位置づけることと、子育てを社会的に支援していく地域の新たな横の繋がりを想定している。

そして、現実にも、幼稚園・保育所と家庭・地域・小学校との間には、様々な各種の取り組みが既に行われている。

この、中央教育審議会答申・法律・告示などが「連携」をリードし、促進する様相は、我が国の教育政策と関係深いイギリスで、かつて初等教育（幼児教育を含む）の全面的な見直しを行い、父母参加に言及したイギリス中央教育審議会答申「プラウデン報告」（1966年）<sup>4)</sup>を想起させる。「プラウデン報告」はそれまで疎遠であった学校と家庭の連携が、子どもたちの教育達成に不可欠であるとして、「学校教育への父母参加」を勧告し、これを契機に各種父母団体の活動が活発化し、後に、個々の学校管理機関である学校理事会への父母参加が1980年教育法で定められたという経緯がある<sup>5)</sup>。

「プラウデン報告」では、父母参加を「主に学校側が取り組むべき諸活動」として、参加(participation), 接触(contact), 連携(linking), 良い関係(good relation), 協力(co-operation)などを挙げ、教師が主導し、学校が、その活動に父母を巻き込む(involve)ことが主に述べられた。そして、父母参加をはかる試みを子どもの学習到達度(educational performance)においていたことも特徴である。

さて、翻って考えるに、幼稚園・保育所と家庭・地域・小学校との連携は、どこが中心になり主導するのであろう。様々な各種の取り組みは、勿論「子どもの最善の利益」のためではあるが、その評価は

何を基準に行なうことが想定されるのであろう。

例えば、保育所を基点に考えるならば、改訂「保育所保育指針」では、保育士は、子どもの保育・保護者支援・地域の子育て家庭支援の三つを同時に職務とするが、可能な一定の時間と労力の中で、どのように「連携」の優先順位を決め、計画化し、評価するのであろうか、今後の実践的な課題となるであろう。また、保育士の資質向上は必須であり、イニシャル・トレーニングに不可欠な保育現場での実習等も、中高生の職場体験以上に必要性があり、地域との連携の中に正当に位置づけられるべきであろう。

#### 註

- 1) 例えば、汐見稔幸編著『世界に学ぼう子育て支援』フレーベル館、2003年、p. 38. 参照。
- 2) 拙稿「現代イギリスの幼児教育と義務教育初等学校への接続の問題」『近畿大学豊岡短期大学紀要』第17号、1989年、pp. 125-133.
- 3) 拙稿「『カリキュラム連携』への道のり」志木教育政策研究会『市民と創る教育改革』日本標準、2006年、pp. 152-165. 参照。
- 4) Central Advisory Council for Education(England): Children and their Primary Schools. 1966. (Plowden Report).
- 5) 拙稿「学校教育への父母参加の展開とその意義」京都大学教育行政学研究室『教育行財政論叢特集・イギリスの教育政策、行政におけるパートナーシップの問題』創刊号、1982年、pp. 1-8. 参照。

#### 参考文献

- 1) 中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—」（平成17年1月28日）
- 2) 「教育基本法」（平成18年12月22日法律第120号）
- 3) 「教育振興基本計画」（平成20年7月1日）
- 4) 「学校教育法」（平成19年6月27日改正）
- 5) 文部科学省「幼稚園教育要領」（平成20年3月）

改訂)

- 6) 厚生労働省「保育所保育指針」(平成20年3月  
改訂)
- 7) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」(平成20年  
7月)
- 8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「保育  
所保育指針解説書」(平成20年3月)
- 9) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「改定  
保育所保育指針研修会テキスト」
- 10) 文部科学省「平成19年度幼児教育実態調査」  
[http://www.next.go.jp/a\\_menu/shotou/](http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/)

youchien/08081203

- 11) 鳥取県教育委員会「幼稚園・保育所（園）・小  
学校の交流・連携に関する調査結果」(平成19年  
3月)
- 12) 「とっとり県政だより」平成16年10月号（第534  
号）
- 13) 文部科学省「幼児教育振興アクションプログラ  
ム」(平成18年10月4日)
- 14) 柏女靈峰・湯川秀樹『保育所保育指針改定 幼  
稚園教育要領改訂について』同文書院, 2008年